

第十三回国会
衆議院

通商産業委員会建設委員会経済安定委員会連合審査会議録第四号

昭和二十七年四月一日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

通商産業委員会

委員長 中村 純一君

理事 中村 幸八君

小川 平二君

小金 義昭君

福田 一君

八百板 正君

建設委員会

理事 田中 角榮君

淺利 三朗君

池田 峯雄君

経済安定委員会

理事 有田 喜一君

横田 基太郎君

出席國務大臣

國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

公益事業委員

会事務局長 松田 太郎君

農林政務次官 野原 正勝君

通商産業政務次官 本間 俊一君

建設政務次官 目黒 清雄君

(河川局長)

経済安定事務官 佐々木義武君

(建設官房経済計画室長)

委員外の出席者

通商産業委員

員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員

員会専門員 越田 清七君

建設委員

員会専門員 西畑 正倫君

建設委員 田中 義一君
経済安定委員 田中 義一君
員会専門員 田中 義一君
員会専門員 田中 義一君
員会専門員 田中 義一君

本日(火曜日)の会議に付した事件
電源開発促進法案(水田三喜男君外
五十一名提出、衆法第一六号)

○中村委員長 これより会議を開きま
す。

昨日に引続き、電源開発促進法案を
議題として質疑を続行いたします。風
早委員。

○風早委員 今回自由党の手により、
電源開発促進法案なるものが提出せら
れたのでありますが、その提案の理由
とすると、一言にして言えは、
日米経済協力並びに東南アジア開発計
画に伴う産業需要を充足する、こうい
うところにあるように思われるのであ
ります。

そこで第一にお尋ねしたいのは、少
くも二十七年年度における産業の面に対
する電力の需給計画、この需給計画自
身のこまかいことよりも、需給計画を
いかなる観点で立案しておるか、その
根本方針を——これは安本当局にも当
然質問するのでありますが、まだ列席
がありまけんから、公益事業委員会の
方に、この点に関する根本方針をひと
つ承りたい。

○松田(本)政府委員 お答え申し上げ
ます。昭和二十七年年度における電力の
需給計画を査定するにあたりましては、
特に日米経済協力と申しますか、
そういう強い線に沿ひまして、産業政
策全般を検討しておられます経済安定
本部の意向というものを十分織り込み
まして二十七年年度の計画を立てたいと
いうことを、公益事業委員会としてし
ては大きな方針として、従来経済
安定本部と再三一緒に検討を加えて参
つたのであります。経済安定本部の方
の考え方によりますと、大体二十七年
度の総電力の供給力といたしまして、
三百二十億キロワット・アワー程度の
ものを、需用の面から見ると必要とす
る、なかに三千三百キロワット以上の
いわゆる特別大口につきましては、百
五十三億キロワット・アワー程度が、
需用の面から申すとどうしても必要に
なる。なかに三千三百キロワット以上
の特設産業という言葉を言われており
ますが、化学工業、特に肥料工業、そ
れからアルミニウム、鉄鋼、その他一
般の公共事業というような点について
は、特に力を入れなければならぬとい
うことでございまして、委員会とし
ましては、その線に沿つて各電力会社
の方に對しましては、安定本部の意向を
十分伝えまして、供給力についてでき
るだけいたしたい要請に近づけるよう
に努力いたしたのであります。その一
つといたしまして、たとえば水力発電
については、この水の利用率の問題、
あるいはロス率の問題、あるいは石炭
をできるだけたくさんという点を中
心といたしまして、できるだけ供給力

を大幅に認める。もちろん他方におき
まして二十七年年度におきましては、い
ろいろ修理計画、補修計画等のことも
水力、火力を通じて考えなければなら
ぬのであります。そういう点も一方
もちろん加味はいたしておりますが、
二十七年年度の最も電力を必要とする時
期にあたりまして、先ほど申しました
ような点についていろいろ検討いたし
まして、全体の供給力におきまして
は三百八億キロワット・アワーという
ものを、またいわゆるこの特別大
口に對しましては百三十三億キロワッ
ト・アワーというものを、またいわゆる
二十六年度の計画に對しましては一
八億キロワットの増になり、全体から申
ますとたしか八億キロワットの増になつて
おりますが、そういう供給力を出すこ
とにして、かつ各地域間の需用の調整
につきましても、御承知のように、今
申しました特設産業等の立地条件を十
分加味しまして、これまた安定本部の
強い要請がございまして、その線に
沿つて新たに各社間の融通量をそれに
応じて考へて行く、こういう根本の方
針でございまして、あります。

○風早委員 今のお答えによつても明
らかであるように、二十七年年度約三
百億キロワット・アワーの総需用量の
うち、大口が半分ほどの百五十三億キ
ロワット・アワーも占めておられる。こ
ういふのがこの需給計画の方針であり、
特にその中でも大口内の今言われまし
た肥料とか、アルミニウムとか、鉄鋼
とかいふようなものが圧倒的に大きな

割合を占めるということが明らかにな
つたと思ふのであります。これによつ
て今回の電源開発促進法案に、いわゆる
東南アジア開発計画あるいはまた日米
経済協力の内容が具体的に示された
と思うのであります。提案者として
は、大体この日米経済協力、東南ア
シヤ開発計画に伴う産業需用という意
味は、具体的に今のような意味である、つ
まり主として新しい電力供給の必要と
いうものは、集中的に大口の問題であ
り、特に大口内の二、三のアルミであ
るとか、肥料——もちろんこの肥料も
東南アジア向けの肥料、こういうような
点であると一見考えられますが、この
点は、提案者においても同じように考
へておられるのか、提案者からお答え
を願ひたい。

○福田(一)委員 ただいま公益事業委
員会側から数字を示されましたよう
に、三百二十億キロワット・アワーの
中で百五十三億が大口ということにな
ると、あとの百七十億というものは小
口電燈ということになるのでありまし
て、今風早さんの言われるところによ
ると、提案者は大口需用のために電源
の開発をしようと考えておられるのでは
ないか、こういう御質問のうちに承りま
すが、実は私たちは大口も小口も含め
まして電力全体が不足しておるとい
う意味合いで、どうしても電源の開発を
しなければならぬと思つております。
たとえば関東地方を見ましても、二十
六年度一年間に東京電力の管内でふえ

た小口の需用家というか、電燈をつけましたものだけでも十七万戸ある。二十七年にはこれが二十万戸くらいふえるだろうという想定であります。電気の需用というものは食糧と同じようなものであつて、小口というか、電燈にしても電氣器具にしても、世の中がだんだん進むにつれて大いに電氣を使うという意欲がふえて来る。何といつてもこれは文化財でありますから、この使用がふえるのは当然であります。そういう傾向は今後もなお持続するものであるという考えであります。従いまして、單に大口需用のためにだけ電源開発をしなければならぬ、かように考へておられないのであります。大口も小口も含めて、両方とも電氣が不足して来る、だからどうしても電源の開発を大いに早くやらなければいけない、かように私たちが了解しておるわけでありまして。

○風早委員 電氣というのは、確かに水と同じであり、また米と同じようなものであつて、今日の日本において電氣を使えるものと使えないものがあることはなほ問題なのであります。もちろん電氣が国民に潤沢に利用せられるという状態が必然的に要求せられておることは言うまでもないのであります。そういう意味で、電力の不足を補給するために電源開発をどん／＼とやるということは、社会の発展の必然の要請であると思つておられます。しかしながら現実ここに提起せられておる電源開発というものは、これはこの法案に限らず、事実においてその用途というものが、統計もはつきり示しておる通り、次から次へと擴大して、大口の需用が電力不足の根本原因であ

ることは明らかである、少くも安本においては、その点は最初から自然の成り行きではなくて、意識して日米経済協力並びに——これは同じことですが、東南ア開港計画、こういうものに對してその重点をいぼつて、その充足のために今日の電源開発なり電力の増強というものを考へておるというのでありますから、提案者ももしも今福田さんの言われるような趣旨の提案であるとすれば、若干そこに食い違ひがある。しかしこれは食い違ひではないのであります。福田さんがいふ提案者としてそういうことを言われても、事実においては、今はつきり需給計画の根本方針に示されておる通りに、このわくの中でやらなければならぬ以上、当然電力の新しい増強の用途といふものはきまつておる。この問題はこれからさらにあとでまた触れます。

この際もう一つお尋ねしたいのは、進駐軍の需用であります。これは二十五年から二十六年、また二十七年と年々歳々その絶対需用量というものは増加して、またこれに對する供給割当も増加しておる。ことに二十五年から二十六年にかけては、ほとんど一億キロワット・アワー近くもその方面にふやしておる。一〇％以上であると思ひますが、今度二十七年の計画においてふやした量が絶対量としては比較的少い。しかしながら進駐軍の電氣の消耗というものは普通ではないのです。進駐軍の家に入つてみると、電氣洗濯機、電氣風呂、電氣ストーブ、最近では便所にも電氣器具がえつけられておるというような状態であつて、これはなほなほ普通ではないと思つておる。こういう進駐軍の需用に對

しては、安本なり公益事業委員会においては、どういふ根本方針をとつておられるか伺いたい。

○松田本政府委員 お答えいたします。講和條約発効後におきましては、おそらくたゞいまお話のような進駐軍の需用も、従来に比べて漸減して参るという大体的見通しに立つておられます。現に二十七年の計画において、進駐軍については八億九千七百万キロワット・アワー、二十六年に比べて五・四％の減をいたした数字で需用を考へておる次第でございます。

○風早委員 先般通産委員会へ伺つた数字によりますと、二十七年の計画では四百萬キロワット・アワーの増となつておりますが、今のお話では違つておると思ひますが、今のお話では違つておると思ひますが、いかがですか。

○松田(本)政府委員 ただいま申し上げましたものは、二十六年の計画に比べて下つております点を申したのであります。二十六年の実績に比べてますと、たゞいまお話のように四百萬程ふえておる。

○風早委員 進駐軍の需用と、先ほど問題になりましたところの大口内、特にアルミであるとか、あるいは化学肥料等に對する需用あるいはその割當、こういうものとはまつた切つても切れないものである。大体今まで大口需用は全國でも四百四、五十／＼に實際經營の数が限られておる。しかしこれが日本の産業の中核を握つておる。こういう主要な大經營の大部分は、實際一つ／＼見ましても、明らかに特需産業の經營が大部分を占めておるのであります。こういう特需の産業というものは、主として今まで進駐軍がその作戦の必要上掌握して来た、あるいは

は日本の産業をアメリカの産業の一種の下請として使うために、實際掌握して来た經營ばかりである。進駐軍の需用の絶対量というものは必ずしも大ではない。しかし進駐軍の需用と、この大口内の需用というものは、一体不可分のものであるという關係で、これを認識しなければならぬと思つておる。しかし、そういう意味においてこの兩者を合せますと、明らかに日本の總電力の需用の大半を占め、實際これに對して供給がまたその大半を占めておるというところは疑いのないところであると考えられます。こういう点を今後一体どういふふうに通産して行かれるつもりであるか。これについては特に安本長官から明確な方針を示してもらいたい。

○周東閣務大臣 お話を承ると、一方的の斷定のもとに立つてのお話が大部分多いようでございます。アルミ工業、鉄鋼業、そういうものに使つておる電力は、みな進駐軍用だという斷定でございまして、私もそれは考へておる。アルミとかは近くでございまして、ものの中で外國に輸出するものは約四分の一、鉄にいたしましても、御承知の通り、四百四、五十萬トンを輸出に使つておるということでありまして、いろいろと一方的な斷定の上に立つてのお話でございますけれども、私も、私どもは電力の開発等に關して必要な動力源を得るということは、日本の産業復興が目標であるから、これによつて國富を増進し、國民生活を十分上げて行くというところが眼目でありまして、同時に今日において世界的な經濟の一環の中に飛び込んで、世界經濟に寄與することができれば、幸いであり、かつ

また義務があると思ひます。

○風早委員 安本長官は、アメリカ軍の作戦に直接使われておる部分はそう大したものではない、全部使われておるといふことは、全部使われておる。他方においては根本方針として、日米經濟協力の名のもとにできるだけそちらへまわしたいという方針を今立てておる。まことにこれはそれ自身としても不可解な矛盾であると思ふ。政府の今までの一切の政策を突いてみましても、また實際にやつておるその行動を見ても、明らかに今安本長官の言われたあとの問題、すなわちあくまで日米經濟協力の線の問題を連んで行こうという政策であり、かつ實際であるといふことは今さら証明するまでもなからうと思ふ。

さらに先般政府が、國會をまつたつんぼさじきにして、勝手にとりきめたいわゆる日米行政協定の第七條によりまして、公益事業あるいは公共の役務は米軍がその作戦の目的のために最優先的に、かつ最有利にこれを日本は提供しなければならぬというとりきめになつておるのであります。こういうことになりまして、今申しました大口丙あるいは進駐軍のもの、この兩者は一体不可分でありまして、この主として特需關係の電力の需用といふものは、公益事業の中でも最も重要なものとして、これはアメリカが最有利な條件でかつ最優先的に利用するといふ具體的な申入れがあつた場合において、實際政府としてはこれを断る何らの根拠がなくなつてしまつておる。こういう点から見ても、今日の電源開発の目的はどこにあるのか。電源開発をして國民大衆の電氣もふやしたい、ま

た大口もふやしたい、こういうようなあいまいなことを提案者は言つておられるが、実際問題としては、日米行政協定の第七條によつて、何となく米作戦に必要とある限りはそれに提供しなければならぬということになるのでありまして、限られた電力をいくら増強しても、結局実際にいへば米軍、そして米軍が実際に使用する特需産業というものの集中されるということには明らかではないか。そのために中小企業また農業用の電力、家庭の電燈というものがはなはだしく犠牲に供せられるということは実際すでに経験済みであります。しかも今後はますます行政協定でこういうのつぎきならぬ状態に追い込まれてしまつておる。われわれはこういう意味において、現実的に今提起せられておる電源開発の重大な危険性を指摘せざるを得ないのであります。こういう点で政府は国民の利害関係をまつた無視して、米軍の、あるいは米作戦に必要な特需のために奔走すると言われても、これはまつたく弁解の余地がない問題であると考えるのであります。この点については安本長官としては、いや、それは当然である。日米経済協力を前提とする限り、当然である。こう言われるわけでありまして。

○周東國務大臣 電気を米軍の作戦に優先的に使うということをおなた自身断定しての御質問であります。それは、いふことになつておる生産品がどういふふうに使われるかということは今後ごらんになればわかる。行政協定の面におきまして、作戦のために必要なものというものは書いてないし私は思ふのです。ことに十五條でありましたか、物資の調達等に対しては、日本の国民生活を脅かすおそれあるものについては日本政府を通じてまたは相互の間で話し合ひをつけて調達するということの趣旨から見まして、そういう一方的なことは行われるとも考えません。これは今日の状況から見しても常に重要産業において使われて参つたし、重要産業における商品は日本国内における事業の部に大部分充てられておるということを見ればよくわかることでもあります。

○風早委員 どうもはなはだ自信のないお答えであるのですが、これは私は実例でもつてはつきり指摘しておきたいのです。御承知の四国の日新化学はアルミ製錬の最大随一のものであります。このアルミ工場一工場で全四国の電力を半分を食つておるというものはまぎれもない事実なんです。このアルミが一体どこへ何をしに持つて行かれるか。その全部をアメリカに持つて行くとは申しません。しかしながらアメリカ自身もアルミは足りない。カリフォルニア等の國境地帯で盛んにこのアルミの増産をやつておりますが、アルミはやはり足りない。B二九が御破算になり、B三六を大量生産しなければならぬ。アルミは幾らあつても足りない。あなた方はその支配のもとに日本を置いておる。このアルミは明らかにアメリカに持つて行かれる。それはこれがさしずめB三六にならないとはだれも保証できない。こういうアルミ工場一工場で全四国の電力の半分を食つておる。その電源は高知県にあるわけでありまして、県民はさつぱりこ

の電力には潤つておらない。無煙火炭村が特に高知県下に多いのははなはだ皮肉だ。山林はそのためにとられていく。農民は脱税もできない。たいへんな騒ぎになつたことは御承知と思う。これは吉田総理の足元です。足元には實際火がついておる。結局この向來一辺倒、B三六のための電源開発と、日本の住民の困窮というこの二つの矛盾はもうおもうことはできない。ここではおそらく集中的にこの矛盾が現われおけるのだと思ふ。私は先般の高知県における自由党の惨敗がそのためだと別には断定しません。しかしながらこういう具体的な事実が今後集中的に地方に現われて来るということは、行政協定の第六條によつてもう政府が、行きてしまつた重大な問題である。でありますからただ抽象的に漢として、どこにもここにも電氣といふものはいるものであるから、それらを充足するのだと言つてみたところで、そういうことは實際には通用しない。

私は建設大臣に聞きたいのですが、建設大臣は来ておられない。同じような問題がこの法律案自体にも随所に出て来るのであります。たとえば水利関係の行政処分を建設省は河川法によつて行つておると思ふのであります。が、それと電源を開発するということとが実際の現地においてぶつかる場合がある。いづれかをとらなければならぬ。いづれかに不利であるという場合が起つて来る。その場合の調整の問題が第四條に出ております。また公共事業を今度の電源開発の新しい株式会社に委託することができるといふ規定が第六條にある。さらに電源開発に関する施設の設置、改良に関する測量、実地調査または工事のために必要であれば、土地の立入りができる、竹木を伐採することができ、そういう権利をこの新しい会社に付與する規定も第二十六條にある。さらにまた附則の二十一を見ますと、土地收用法の改正とからんで、電源開発会社が設置した場合は改良する発電施設または送電、変電施設に必要な場合においては土地を収用し得るということがある。かくのごとくに水利、土地所有権といふものがこの新しい法案による電源開発によつて侵害されるという危険があるものであります。これに対しては一体どういふお考えであるか、提案者に伺いたい。

○福田(一)委員 所有権の侵害の問題につきましては、当事者同士で話し合ひをして、合意がなればそれでよろしいのであります。合意がなれない場合におきましては、被害者は民事訴訟法によつて訴訟を提起することができ、それから、私有財産権の保護は十分できるものと考えております。

○風早委員 訴訟でどうなるという前に、實際技術的に考えてみて、水が不足するときにその電源の開発の利用、つまり電源を開発してそれを特需にまわすということが優先であるか、あるいは利水ということが優先であるか、どちらが優先されるかという問題は、すでに先ほど指摘しましたように、行政協定の第六條によつておのずから明らかになつておるのではないかと、さういふ点と、今の民事訴訟などは具体的にどういふ関係になりますか。行政協定といふものは日本の新しい事態を頭ごなしに一方的にきめてしまつておるような内容をほとんど至るところに持つておるのであります。こ

どこから来るのか。あの洪水のためにどれくらい流域の農民が困つておるが。これはおそろしく提案者、特に同僚福田君はよく御承知のことだと思ひます。ダムといふものは大休川の中流につくる。あれを中流につくつてそのためにせきとめられていつも氾濫しておる。あのダムとこの天龍川の氾濫とがいつも相関関係にある。こういうことが今までは事実となつて出ておる。そういうものを一体どこで調整するかという何らの確たる保障がないということと言つておるのです。これはできないことはありません。しかしながら現実においては今まで——あなたとは言いませんが、日本政府がやつて来たこの河川計画、あるいはダム計画といふものは明らかに矛盾しておる。そういうふうなことをどう調整するか。これの保障が一片の民事訴訟では片づくまいということをおは言つておる。

○福田(一)委員 天龍川の例を出されたのでありますが、ずいぶん日本全国にはダムが多いのでありまして、ダムをつくつたから洪水が出て非常に困るというふうな、そういう総括的な結論は出て来ない。もし一定地点におきましてそういう問題があるといひますならば、これは適当に改良を加える、あるいはこれに對してあなたが仰せられるような国民を救う意味での措置を講ずるといふことは、政府として当然考へてしかるべきであります。それだからといつて、ダムをつくることにすぐ利水の面を全然無視することになるのだという結論にはならないと私は思つております。

○風早委員 それが実は今の政府ではできないのだ。この調整々々というこ

とがこの法案にもしばしばうたつてあります。調整のために特に審議会まで設けてある。審議会には安本総裁を会長として、歴たる各大臣がみんなくつわを並べておる。しかしながらこの調整といふことは実は意味をなさなない。というのは、たとえばここで建設当局といふものが農民の利益を守るものであるといふ前提があればこれはまた話は別なんです。開発会社といふものは少くも重点的には特需電力を守る立場にある。こういうふうであればまたその両方の利害関係を調整するといふわけでありまして、実はもつと大事なこととはその両方とも同じ根底に立つておる。建設省といつても建設省自身は今や国土省の方向を嚮進しておる。これは河川法の改正をあらんがなればわかる。その場合にもはや今までの水利といふようなものが、今度は從屬的な位置に置かれてしまつて、大體建設省の管轄部なんかの仕事にしまつて、これは主として軍事基地——管轄部で仕事をしておる実際の係自身がつきりこれは困るということをお言つておるわけでありまして、ほとんど予備隊関係の管轄、その他彈丸道路といつたことにはほとんど仕事が集まつておるわけにまぎれもない事実が出て来ているわけですから、つまり水利とこの電源開発とが矛盾するとか矛盾しないとかいふ前にもう両方の当局が吉田自由党内閣の同じ構成分子として同じ根底に立つておるのだから、そういうものの間でいくらか調整をやつてみようといつたところで、それはやれる氣づかいはない。この法案ではそういう人たちが主となつて調整のあつせんをするわけでありまして、できるわけはない。つま

りきつねとたぬきの化かし合ひになります。結局農民の利益を侵害する、こういうことになるのが落ちである。私はこういう意味で、かりに福田さんがよき意思で提案されておつても、現実この法案自体が裏切つておる。こういう仕組で、少くとも現政府が続く限り、こういう調整といふことが絶対できないといふことは、今までの実績が示しておる通りだと思ひます。

私は今需給計画についていろいろ指摘したわけでありまして、これをもう一つ電気料金の問題と結びつける場合においては、なお問題ははつきりして来る。電気料金算定の根本方針について、公益事業委員会と安本当局との間に交わされたいろいろな質疑応答を拜聴しておりました。明らかにそこには矛盾するものがあると思ふのであります。まず公益事業委員会から料金算定の根本方針をお尋ねしたい。

○松田(本)政府委員 電気料金につきましては、三月十五日に各社の方から電力の料金の申請がありまして、ただいまこれらについて聴聞会を開くことにいたしました。従いまして委員会といたしましては聴聞会を経ました上で、あらゆる点について十分検討して、その際にはもちろん経済安定本部としまして、また物価庁その他とも十分相談をして結論を出すように考へております。ただいまのお話の根本の点はおそらく産業関係に対する料率といふものと、一般家庭に対する料率について、どういふような考へを持つておるかといふような点が主として御質問であつたと聞いたのであります。現在各電力会社から申請して参つておりますものは、従来に比しまして相当

産業の方に重荷をかぶせて、一般家庭の方の重荷を軽くしておるというやうな形で申請をしております。これらについては先ほど申しましたやうな各方面と十分打合せをし、また聴聞会等の御意見を十分承つた上で、委員会としては最後の決定をしたいと思います。

○風早委員 もちろん公聴会は大いに必要であり、けつこうであります。いまさら公聴会の意見を聞いてからといふやうなことであらうとは思取れない。これは今まで公益事業委員会としては各電力会社の独立採算の立場、料金算定については原価主義、こういうことを一貫して今まで主張して来られた。それが具体的に最近何か変化があるといふことを聞いておるのであります。それが今の特別大口内に対する電気料金の値上げについて、安本との間で非常に意見の対立があるといふふうに新聞では伝えておるわけですから、その点をもう一度しぼつてお答え願ひたい。

○松田(本)政府委員 お答え申し上げます。要するに原価主義によりまして、またそれ／＼の需用部門について個別原価主義を原則として立てて参るといふことにつきましては、従来の委員会としての方針に何らかの異議はないのですが、今度の供給力について、先ほど申しましたやうにいろいろの意味で供給力の増強に力をお注いでおるのであります。一例を申し上げますれば、相当多量の、しかも相当高い石炭をたきまして、先ほど来の需用に充てなければならぬといふ面もございまして、従つてそういう点が自然個別原価主義をやつて参ります場合には、各社

が申請して参つておるやうな線になつて参るのであります。しかしながらそれを最後に、どういふやういふにあらうか、この御意向も聞いて決定するかといふことは、今日ただいまここで最後のお答えを申し上げるわけには参りませんが、従来の根本原則といふものは、この際特にこれを変更しようといふ考へを持つておりません。

○風早委員 私は昨年この提案者である福田さんと一緒に国政調査でずつと電源地を見てまわつたのであります。が、あの廣瀬の昭和電工に参りましたときに、私もその目の前で、昭和電工の重役と電力会社の重役が大げんかをやつたわけですから。これは結局電力料金が一キロワット・アワー十銭足らず、あるいはそれが十五銭、せい／＼二十銭、こういうやつたコストを割つた電力料金、これがまだ高いといふので盛んに値切つておる。ところが公益側といふよりも、電力会社側は、それではとてもやり切れないといふので、口角泡を飛ばしてやつておるわけですから、そういうのを見ても——もちろん特需会社として特に疏安、カーバイドをつくつておる会社でありますから、会社それ自身としていろいろ理由があるでしよう。つまり販売価格なり何なりの面であつて、いろいろ理由はあるであらうが、實際電力会社からすれば、これははなはだ矛盾したことであります。この矛盾は非常に深刻なことに對立があらうので、非常に深刻なことに對立があらうのであります。利害関係が一致しない。これが結局今度は安本側においては、一方に有利にやるべしといふやうな、おそろしく言わんばかりの、といふよりも、やるべしという方

この点について私は指摘だけしておきたいと思う。進駐軍の料金というもの

は、今までは終戦処理費で拂われておつたところである。しかもその終戦処理費の中で、電力料金用のわくというものがあつた。従つてこの電力料金のわく以上に進駐軍が電力を使つた場合において、その金の出どころがないといふことになつておつた、われわれは電力会社関係から承つておるのであるが、こういう点は一併どうであるかといふことが一つ。

それからさらにアメリカの駐留軍の電力料金というものは、今後は——つまり現在に於いては駐留軍なんです。その駐留軍というものの電力料金というものは一体どこから支拂われるのであるか。これはおそろく防衛分担金から支拂われる。つまり向うが日本にやつて来ておつてさんく電氣を使う、この電氣の料金として予算に計上したところの防衛分担金から支拂われるのであると考へるのではありませんか、はつきりひとつこの点についてはお答え願ひたいと思ふ。この質問をここに出示しておきますから、後ほどお答え願ひたいと思ふ。

そこで第三の問題は資金の問題であります。一体アメリカが日本の資源として目をつけているものは、おそろく安上りの労働力と、あとは水じやないかと思ふ。日本には水が豊富である。この水から電力をつくつて、これで安上りのアルミをつくり、また安上りの肥料をつくる。但しこの安上りの肥料というものは、さらにこれを安くしたといふ、東南アジアに持つて行き、そこでアメリカの足場を固める。それで日本にかせがせたドルでもつて軍需原料を買い集めさせる。これはゴムにして

も、鉄鉱石にしても、また石炭自身にしても、そうであるが、ドル圏からあるいはポンド圏から猛烈に高いものが入つて来る。これはおそろく通常の貿易と言ふことはできないと私は思ふ。国民がまつたところ知らない間にアメリカの物動計画——アメリカの対世界政策、アメリカのアジア政策、こういうものの必要に基いてつくられておるこのアメリカの物動計画の一端として、明らかに日本の貿易なりあるいは資源の開発なりがはつきり織り込まれてしまつてゐる。この提案者は、少くともその御答弁を通じて拜聴すると、どうもそういう点には一向に気がついておられないやうであります。

これは明らかにアメリカの物動計画の中にちやんと織り込み済みである。その意味において、昨日あたりから至上命令といふことが盛んに出ておりました。アメリカの至上命令であるといふことが言へると思ふ。しかしここで資金の面で問題にしたいことは、それならばアメリカは少くともこれに對する呼び水でも出すか。それも出さない、出せない。徹頭徹尾日本に負担させて、やらすぶつたくりで、一切合財、資材の面でも別にめんどろを見るわけではな

い。また日本のいづれの貿易の面でも特別にめんどろを見るわけではない。金は出さない。金は出さないで、ではやらないのかといへば、ぜひやれと言ふ。そういう意味での至上命令であると考えられるのでありますが、こういう点は、私はきわめて重大な、これはあなただけが気がつかないならば気がつかないほどです。重大な問題であると思ふ。こういう点について提

案者は率直に——これは福田さんです。から私もお尋ねするのですけれども、一体そういう点を考へてみられたことがあるか、その御認識のほどをちよつと披露願ひたいと思ふ。

○福田(一)委員 先ほど来いろいろの御質問があつて、あなたの御意見は私了解をいたしておるのでありますが、要するに日本はアメリカの手先になつておるものだが、そのような手先になつておるものとして、こういう法案を出して見ると、結局またアメリカを利益するだけで、日本人を利益することはない。だからこの法案はもう一

べん考へ直してみようという含みでもつて御質問に相なつておるやうに承るのであります。しかし私たちがあなたと見解を異にいたしておるのではありません。あなたはこういう点——あなたが質問されておるような点を考へてみたことがないかと言われるのでありますけれども、これはもう全然見解が相違しておる。私たちは日本の国民の生活を安定する、そのためには経済を復興しなければならぬ。また文化財としての電氣をふやさなければならぬ。すなわち国民のために電氣の開発をしなければならぬと考へておるのであります。決してアメリカの

ために電氣を開発しなければならぬ。なんとは少しも考へておらないのであります。またあなたは行政協定を引合ひに出されまして、こういう行政協定ができた以上はもうアメリカの手先じやないか、こう言われるのであります。が、この点も本会議の席上その他でも自由党の立場をはつきり述べられてお

り、吉田総理からもその点は明確にされておるのであります。私たちは国民のためにこの平和條約を結び、また国民のために安保條約を結んでおるのであります。安保條約の結果としてできたところの行政協定というものは、決して憲法違反でもなければ、また国民大衆の利害を無視してつくつたものでないとかたくな信じておるわけであり

ます。よくアメリカといふことを言われまが、私は、日本人としては今後の行き方は、これは私個人の意見になるかも知れませんが、何も反米でも反ソでもない、また親米でも親ソでもない、一応日本人として世界のどの国の人たちとも仲よくして行くという信念に立つて政治をリードして行くべきものであるという考へを持つておるのであります。その意味合からい

つて、アメリカに利用されようなどというやうなことは毛頭考へておりません。日本のために必要であれば私たちは何ごとでもしなければならぬ。アメリカに奉仕しなければならぬなどといふことを考へておる者は自由党に一人もおらないと私は確信をいたしておるのであります。この具体的電氣の問題につきましても同じであります。私たちは、産業の基礎をなすところの電氣を開発するのでなければ国民生活は安定できない。基礎産業です。その基礎産業のうちにも、あなたが言

われるやうな軍需産業といわれるものもあるけれども、こういうものをいか

に活用して行くかといふことによつて国民生活が安定して来るものだと思つておるのであります。さううでありま

すから、あなたはアメリカに少しお前

たちは利用されておるのを考へてみた

ことがあつたかといふやうな御質問が

ありますけれども、私たちは日本が必

要とする限りにおいてはアメリカと協

力するでありましよう。日本が必要と

しなくなるというものであれば、これ

は協力しないのが当然なものです。それ

が、いづれが実際に日本の国民に對して利益であるかという事を立証することが問題であると思ふ。結論になる前に私はもう一、二点聞いてみたいのである。

それは資材の問題です。大体、資材というものは長期に渡りかされることになりまして、それだけ資金が出るというならば、出るだけやはりインフレの危険があるわけですね。おまけにこの資材は、ことにセメントにしてもそうである。大蔵大臣はセメントは今六十万トンだが、百万トンにするのは、これはできる。あるいは鋼材は三十万トン必要だけれども、これも何とかない、鋼材は確かに足りない。足りないが、これもアルミに転換することを考へておると、まことにけつこうな話を考へてみる。ことに鋼材のごときは稀少物資として、これもまたアメリカが世界的にあつておる物資なのであります。そのために極端な消費規正が行われておる。これもまたこれから無制限に電線にして行き、国内でこれを使わせるということがはたしてできるかどうか。こういうことがしろうともまことに不安な印象を受けることは明らかだと思ふ。こういうふうな資材というものがかりに立ちくされにでもなつたならば、しかも金というものが一応出るとしたならば、一体そこから何が出来るか。福田氏は昨日答弁の中で、これはデフレに對してむしろ好影響である、こういうことを言われた。これは裏を返せば、つまりインフレというものを予想しており、むしろこれを歓迎しておられる。しかしその間に

一体何が出来るか、国民がはあ自由の選挙資金が出る手品の種がここにあるのだ、こういうふうにとりざたをしても、これは別にふしぎでないと思ふ。こういう資材の面を一つとりまして、この法案はきわめて根底薄弱な、非常におおきなものであるといふことを、われわれは十分に指摘しておかなければならぬ。こういう点は、もう少し責任のある法案として、ほんとうにやるつもりであるならば、よく考へ直して来られれば幸いだと思うのであります。提案者はどういうお考えでありますか。

○福田(一)委員 電源開発の問題につきましては、実はあなたの方ともしばしば御相談をいたしたことであります。国会が開かれますたびに電源開発促進の決議案というものを各派で共同提案を出しておる。電源開発をしなればならぬというところについては、質問者の共産党も大いに御賛成になつておるのであります。どうもそういうふうな共同提案をされた立場からみて、ただいまの御質問は少し矛盾があるのじやないかと私は考へるのであります。電源開発は大いにやろうと言つておられて、われわれが出した電源開発の法案は、これはアメリカのためになるからやめろというのでは、いかなる電源開発をやつてもいかぬということ、あなたは電源開発にはもう変節改論をされたといふことであれば、つこうであります。しかし電源開発の方は大いにやろうといつて決議案を出しておいて、いよいよ具体的に出て来ると、今度はそれはいかぬといふの、一体いづれの方をとおつたらよいか、私はあなたのために、はなはだ立

場がわからなくなるような気がいたすのであります。それは別といたしまして、ただいま資材の面をたいへん御心配のようでありまして、私もこの法案を出します以上は、これは金がなければできないのであります。また金で物が買えなければ何にもできないのであります。資材の面は十分に研究をいたしておるのであります。セメントも最高の年度において百五十万トンあれば十分足りるのであります。この手当は今の日本のセメント界の実情をもつてしても十分まかない得るという見通しを専門家の他から十分調査をいたしております。また鋼材は二十八万トン前後必要とするのであります。これも増産計画ができておりました。十分まかない得る予定であります。お説のように鋼材はなか／＼問題でありますけれども、しかし、この面も適當なる方法を講ずることによつて、十分やつて行ける見通しがついておるのであります。資材の面については御心配は、非常に御注意としておつておるものであります。十分考へておりますので、御心配をいただかなくて、できるものと確信をいたしております。なおまた、これがインフレを誘発することになりはしないかという御懸念も、ごもつともな御意見であります。これに對しまして、私たちは十分な考慮を拂ひまして、これが決してインフレにならないように措置することができることを確信をいたして、この法案を出しておるのであります。昨日、デフレ傾向にあるから、むしろ若干これを是正するような方向に行つたら、かえつて好ましいではありませんか

言つたその私の根本思想は経済というもの、急速なインフレが出て来ることは非常な弊害がありますけれども、しかし見通して行くと、若干物価が高くなつて行く程度の動き方は、かえつて経済を刺激し、産業を刺激いたします。ある意味合ひにおいて好影響があるという考へ方を持つておるのであります。この意味で申し上げたのであつて、いわゆる悪性インフレというものをお歓迎したとおるという意味ではないといふことを、どうか御了承をお願いいたします。

工業が均衡のとれた発展をする。そうでなければ國民の生活水準の向上といふようなことは、とうてい望むべくもない。この法案でも提案理由の中に、たしか日米経済協力による國民生活の水準の向上といふことがありますが、これはほんでもない話である。實際あなたの方で今までやつて来たことを見ればわかる通り、國民生活の水準の向上といふものと、あなたの方やつて来た實際の政策といふものとはいつも矛盾しておる。われわれはそういう意味でなしに、真に國民の生活水準の向上と農、工業の発展といふものをマツサせる、そういう意味において、その基礎としての大々規模の電源開発といふものは、これは當然社会主義の前提條件でありまして、その意味においてわれわれはあくまでこれを實現しようと考へておるわけでありまして、でありますから、たとえばレーニンなども、一九一七年の大革命が終つたら、もうその第一声は電源開発なんですよ。しかしながらいかに担当する當局が違つたわけでありまして。自由党ではお気の毒ながらこの電源開発といふものはやれません。やつたならば必ず國民生活は破壊される、そういう矛盾をあなた方は持つておる。これに對してわれわれは、真に國民の立場に立つた國民の連立政權、こういうものによつて初めて電源開発といふものはできると考へておるのであります。われわれが電源開発に賛成する場合においては、常にこの根本的な立場に立脚して賛成しておる。現実に出て来るこの電源開発問題、これは自由党から出た場合はなおさら、われわれは自由党の今までやつておる一切の政策とこれだけは切り

いる。また日本の物資、労働力というものは、かつてに向うの言うように調達せられる、あるいはまた日本の公益事業というものは最優先的、最有利にこれが利用せられる。治外法権はある。

は今後もいろいろそういう具体的な事実を通じて、徹底的に反対の態度をとって行きたいと考えている次第であります。

午後一時休憩

に一人の代表をもつて居るというよ
な態度をもつてしては、その熱意にお
いて欠くところがあるのではないか
ということを考えるのであります。

は需用に対し

まして、電力の増強を叫ばなければならぬ重要性は提案者とともに痛切に感じていた次第であります。しかしな

て行かなけれ

出力端に閉じましては、きのうお手紙に差上げました電源開発計画要綱に於つておりますので、ごらん願えればおわかりかと思いますが、念のために御

度二十七年

分を二期分と考えております。一期分
といたしまして、電力会社の分であり
ますが、水力では百六十一万キロワッ
ト、火力では八十四万キロワット、合
せて二百四十五万キロワットを予想し
ております。公営事業、これは県営が
主であります。これは主として治
水、利水等の観点からつくりましたダ
ムに発電装置を附加いたしましたして電
気を増す予定の施設であります。この
公営事業に對しましては約二十二万キ
ロワットを予想しております。次は自
家発電でございますが、これはやはり水
力と火力とわかれまして、水力の方は
約二十七万キロワット、火力の方は二
十三万キロワット、合せて五十万キロ
ワットというふうに予想してございま
す。特殊会社の方は一期分といたしま
しては約八十四万キロワットの出力を
期待してあるのであります。全部合
せまして大体四百二十万キロワットとい
うものを予想しております。二期分の
方はまだ不明でございますので今後
の研究にまたねばならないのでありま
すが、とりあえず考えておりますのは、
公営事業分としては二十五万、特
殊会社としては百八十二万キロワッ
ト、電力会社、自家発電はまだ公益事
業委員会の方から明確な資料が出て参
りませんので、一応この二つの分だけ
にとどめております。以上を總計いた
しますと、ただいまのところは一期
分、二期分合せて六百萬十萬キロワ
ットというものを開発することになつ
ております。その結果三十一年度に
は、ただいま福田さんから話があり
ましたように、四百八十萬キロワッ
ト・アワの電力を開発したいという
計算になつております。この出しまし

た根拠をいたしましては、先ほどお話
がありましたように、三十一年度の第
工業生産の規模は一九二二になるとい
うような想定に立つておりました。生
活水準の面におきましては、極力引上げ
まして九三%まで伸ばしたいという予
定でそれを目途といたしまして、いろ
いろ合理的な産業の規模を考えなが
ら、主要電力を合せますと今のよう
な計算になつております。

○八百板委員 提案者にお尋ねいたし
たいのであります。この電源開発促進
法案というものは、題の通りに電源開
発の全体を促進する、こういう建前の
ものだろうと思つておられますが、
法案の内容を見ますとほとんど会社中
心になつておられるのであります。会
社の進めたいような、電源開発に對する促
進の具体的な計画等についてはどうい
うふうに考えておられるか、この点明
らかにしていただきたいと思つていま
す。

○福田(一)委員 名前が示してござい
ますように、実は全般的な計画を促進し
て行くという意味において出している
のであります。実は電源開発の問題
で一番大きな隘路になつておられます
のは、一つは水利権の調整その他いろ
ろな工事を進めて行きます場合に
て、ほかの法律との関係で、所管省が
いろいろ権限争いをするというよう
な問題が一つの隘路になつてございま
す。そこでこれは調整審議会を設けま
して、そこでこの隘路の打開をする。
そしてそのためには電源開発の根本
的な対策と定める、そして調整をやつ
て行くということにいたしますと、大
いにその面における隘路が取除かれる
という意味において、この法律の一つ

のねらいが出て来るわけでありま
す。電源開発のもう一つの大きな隘路は、
御存じのように資金の面でありま
す。資金が得られませんか。うまく
行かない。もちろん資金には裏づけすべ
き資材というものがなければならな
いのであります。これは今までたびた
び申しております通り、資材の面も
十分考へてあるものであります。け
れども、法律自体におきましては、政府は
電源開発の資金を獲得することにつ
いて、努力を拂う義務をこころはつきり
と負わされているわけでありま
す。この面において資金獲得の隘路をなくする
という意味合いでこの法案が出た。一
つは電源を開発して行きましたも、あ
まり高い電氣をつくつてもいたし方
がないのであります。こういう意味合
いにおきまして、高い電氣にならない
ようにくふうする必要がある。この面
ではなるべく安い金利の資金を持つて
来なければならぬ。こういう意味合
いにおいても大いに政府として努力す
る。もう一つは税関関係でありま
す。この面でも固定資産税あるいは登
録税というようなものの減免について
これを規定いたしておりますので、先
ほどから申し上げましたような、こ
ういう三点について全般的な電源の開
発促進をする法案になつておると考へ
てゐるのであります。

○八百板委員 開発の手段としての会
社の組織であるというように考へられ
るのであります。そのうちうふうに考
えて参りますと、当然一定の目標が達
成した後は解散するということが建
前になるだろうと思つてゐます。大体着手
については早急に着手せられるとい
うことが明らかに読み取れるのでありま
すが、いつまでに目標を達成するとい
うような点については、先ほどの御説
明とも関連いたしまして非常に不明瞭
のうちに考へられるのであります。何
年間の計画によつていつごろまで存続
させるというふうな計画であるか、こ
の点もこの際明らかにしていただき
たいと思つてゐます。

○福田(一)委員 お答えをいたしま
す。第一期、第二期計画を通じまし
て、第二期計画が終了するものが大体昭
和三十五年くらいになるのでありま
す。まず昭和三五、六年前後に大
体会社の目的を達成する建設が終了
するので、この前後を目途として会社は清
算会社に入るなり、あるいはその他の
方法に出るなり、そういうような想定
のもとにこの法案を立案したのでござ
います。

○八百板委員 そうすると部分的に進
行して行きます場合に、一部進行の場
合にも逐次そういう状態に入つて行く
という考へであるか、全部完了した後
に解散するの、そういうことを予想
してゐるか、この点をお伺いいたしま
す。

○福田(一)委員 開発自体は大体昭和
三十五年で終るのであります。設備
の譲渡、あるいは貸付その他のやり方
いかにによりましては、たとえば譲渡
いたしました場合には、もうすべて清
算に入り得ることになります。貸付
をしたような場合も想定いたし得るわ
けでありますから、その場合にはその
範囲内において会社は存続をいたして
行くことに相なるわけでありま
す。

○八百板委員 この法案を出されるに
あたつては、もちろん公益事業委員会
の今日までの基礎的な調査等を十分に
考慮せられておるであらうと思つて
あります。昨日手元に公益事業令の五
十七條による意見書、報告書という
ものが出ております。これによればわ
国の包蔵水力状況が示されておるの
であります。こういうような公益事業
委員会の調査、意見等を尊重して、こ
れらの案が織り込まれた上でお出され
るものであるかどうか、この点を
よくと伺つておきたいと思つていま
す。

○福田(一)委員 私たちは立案にあ
たりましては、各方面の意見なり参考資
料を十分参酌いたしたのであります。
て、そういう意味合いにおきまして、
公益事業委員会が今までに得ました
ころの資料、その他も十分参考にいた
したわけでありま
す。

○八百板委員 この際安本長官にお尋
ねいたしておきたいと思つていま
す。この
公益事業委員会の今後の存続とかなり
関係する面があると思へるのであ
ります。政府は公益事業委員会を今後
どういうふうに行つて行くかという考
えを持つておられるのであるか。吉田
総理大臣は公益事業委員会を廃止し
うという意思を漏らしたというよう
なことが一部伝えられておりますが、
しそういう考へ方があると思つてな
らば、そのあとでそういう機能を果
す機
関にかかわるものをどういうふう
に考へ
ておられるか、この点も政府の立場から
この機会に明らかにしていただきたい
と思つていま
す。

○周東國務大臣 お答えいたします。
公益事業委員会のあり方というものと
この新しい法律によつてできる特殊法
人とは直接関係がないわけでありま

電源開発をやつて行く場合におきまゝ！

いまでも、資金がなかく、潤沢でな

用して行くという面からいつても二番

を見るのでありますが、御承知のよう

ように、電力全体を左右しておつた。

のであります。ところが今度できまるところの会社は、建設をいたしますと、その建設された発電所を譲り渡す、あるいは貸し付けるということが主目的でありまして、電気の卸売をするというようなことは、主たる目的としたしてはおらないのであります。から、根本的にその性格が違つておると思つておられます。また将来この会社が考へておきますところの発電量といひますか、そういうものも大抵昭和三十一年を目途にいたしまして、全国の発電所と比較すると一〇%内外の発電所の建設をいたすだけでありまして、旧日発の復活というやうな意図は、私たちが考へておらないということとを明らかにいたしておきます。

○周東國務大臣 ただいま提案者の自由党の委員から答弁をされた通りであります。今度の法律による特殊会社は、決してその規模においても、本質においても日発とはおよそ違つたものであると考へておられます。

○八百板委員 安本長官にお尋ねしたいのであります。提案者の説明並びにこれと同じ考へ方であるという安本長官の御意見によりますと、なるほど電源開発は重大でございますが、その際に開発の資金は税金の中から国家がこれを出して、でき上つたものを、いわばもうけは民間の方へ渡す、こういう考へ方になるのであります。これは筋道が少し通らないのではないかと考へます。こういう点については安本長官は矛盾を感じておられないかどうかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 ちつとも矛盾を感じておりません。国家資金を出すという

ことは、非常に大きな箇所の開発につきましても、限りなく、新しい電気の価格コストを引下げるために国家資金を使うということでありまして、かくしてでき上つた比較的安い電気を従来の電気会社等に卸売あるいは完全に設備を譲渡することによつて、既設の設備による電気の間に於けるコストのプールのうへに、調節ができて、国民に対してはできるだけ安い、コストの低いものが渡されるようにしたい、かように考へておられます。もしあなたのようなお話だと、国家資金を通ずるものは全部公益機関でやらなければならぬということになるのであります。が、今日一つの例をとつてみても、海運国策等につきましても、政府は進んで見返り資金等を出して比較的安く船の増加をはかつて、そして国民利便に資したいということでありまして、国家資金を出すということ、その企業自体が公益的、あるいは国家的な機関でなくてはならないということとは別の意味であります。

○八百板委員 この問題については議論になりますので、やめますが、私どもの見解をいたしましては、おつしやられるように、安い電力を公平に、しかも調節をとりながら、利用者の手にまで渡すという考へ方を示されておるのであります。それが実行いたしますためには、当然今日配電その他の業務を行つておられます電力会社の性格をかえなければ、これを達成することはできないとわれわれは考へておるのであります。この点については意見の相違になりますので、お尋ねすることをやめますが、先ほど公益委員会の意見と提案者の自由党側の意見とが違つ

という、その利害得失について若干述べられたのであります。この際公益委員会は委員がおられないので、あるいはそういう点について明確な意見を出すことができないかと存じます。が、一応事務局長が見えておられますので、公益委員会の意見がただいまの提案者の意見と対立する部分についてこの際明らかに御説明を願ひたいと存ずる次第であります。

○松田(本政府委員) お答え申し上げます。先ほどお話がございましたように、公益事業委員会といたしましては、最後の決定はまだしておらぬというところは先般も申し上げたのであります。従つて全般の決定した意見というお考えにとりになることは、多少いかにがと思ひますが、大体この問題について委員長、それから委員長代理等の意向としましては、要するに電気事業再編成というものを行つた趣旨は、あくまでも民営の事業主体においてこの電気事業をやつて行く。そういう意味で現在の電力会社というものが、電力の供給の責任があるのだという意味で、今後における電力の開発を中心として考へて行くべきではないか。それに対して一番現在開発上困つてゐる問題は資金の点であるので、従つて資金についてはもちろん電力会社としてもできるだけ自己資金を調達するように努力しなければならぬことは当然でありますけれども、何分にも今後大きな規模の開発をするためには、先ほど福田さんからお話しございましたように、国の資金を出してもらわなければ困る、そういう意味で国家資金の援助をお願いしなくちゃならぬ

ことは当然であります。しかしながら一方この再編成の本来の趣旨から申しますならば、今申したやうな意味で現在の電力会社を活用することが一番理想と思ひますが、しかしながら、たとえば只見川でありますとか、あるいは天龍川であるとか、熊野川であるとか、あるいは吉野川であるとかいうやうな大規模の地点については、従来の電力会社の子会社と申しますか、要するに同じやうな性格を持つた会社として既存の電力会社二以上、あるいはその地方におけるいわゆる化学工場とか、金属工業というやうな大きな電力の消費者の参加も得てやうな会社をつくつて、水系別に開発を行つて行くことが適當ではないか。そういうことによつていろいろ資金の問題、あるいは資材の問題等については、先ほどお話のように、一社に集中しておいた方が、その資金、資材の活用からいつても、またこれを出す方面からいつても、その方が適切ではないかというお考えもあるやうであります。しかしながらどうせやうな地点についていなければいけぬ以上は、またそれが国の本来の使命である以上は、資金的にもまた資材的にも、そういう地点ごとにこれを出して、むしろ各地区の電力の需給の調整を早く行い得るという意味からいつても、いわゆる自由競争的に四社なら四社、五社なら五社が並行して進んで行く方が、むしろ電源開発を促進して行く上においていいのではないか、こういうやうな考へを持つておられるのであります。根本的に申し上げますならば、以上のやうな点が自由党の方で今提案になつておられます案との根本的な違いであり、またそれに

対する利害得失というものはそれ／＼第三者の方の御判断によつてきまると思ふのですが、一応御質問がございましてので私の方の委員長なり委員長代理の考へておられますことだけを率直にお答え申し上げます。

○八百板委員 先ほど提案者は、この法案と公益事業委員会との比較等において、たとえば水利権の調整であるとか、権限の争奪であるとかいうやうな点についてこの形式が便利であるというやうなことをちよつと述べられておるのであります。そういうことと関連いたしまして、当然に用地の買収等に関しまして問題が起つて来るわけでありまして、こういう点につきましても、従来と違つた何らかの処置を考へておるのであるか、その水利権の換収あるいは土地、建物の埋没等に關連するやうな処理と異なつた点について、どういう法的根拠によつてこれを処理しようとするのであるか。この点について提案者並びに農地との関連において農林次官のこの問題に対するお答えをお願いしておきたいと思ひます。

○福田(一)委員 先ほど申し上げました審議会をつくりまして調整をするという問題は、公益事業委員会の案との比較の問題で申し上げたのではないのであります。この方が電源の開発を促進するという意味合いにおきまして、こういうものをつくつた方がよいと考へて申し上げておつたわけでありまして、なお第二の御質問でありますところの土地の収用、農地の補償、その他についてどういうやり方をするかというお話でございしますが、これは当事者同

ことは当然であります。しかしながら一方この再編成の本来の趣旨から申しますならば、今申したやうな意味で現在の電力会社を活用することが一番理想と思ひますが、しかしながら、たとえば只見川でありますとか、あるいは天龍川であるとか、熊野川であるとか、あるいは吉野川であるとかいうやうな大規模の地点については、従来の電力会社の子会社と申しますか、要するに同じやうな性格を持つた会社として既存の電力会社二以上、あるいはその地方におけるいわゆる化学工場とか、金属工業というやうな大きな電力の消費者の参加も得てやうな会社をつくつて、水系別に開発を行つて行くことが適當ではないか。そういうことによつていろいろ資金の問題、あるいは資材の問題等については、先ほどお話のように、一社に集中しておいた方が、その資金、資材の活用からいつても、またこれを出す方面からいつても、その方が適切ではないかというお考えもあるやうであります。しかしながらどうせやうな地点についていなければいけぬ以上は、またそれが国の本来の使命である以上は、資金的にもまた資材的にも、そういう地点ごとにこれを出して、むしろ各地区の電力の需給の調整を早く行い得るという意味からいつても、いわゆる自由競争的に四社なら四社、五社なら五社が並行して進んで行く方が、むしろ電源開発を促進して行く上においていいのではないか、こういうやうな考へを持つておられるのであります。根本的に申し上げますならば、以上のやうな点が自由党の方で今提案になつておられます案との根本的な違いであり、またそれに

分に影響があらうと思ひます。この点については政府において十分注意するように提案者としても政府に要求する考えであります。なお電源開発の根本計画自体は審議会において決定されるのであります。その人選その他につきましても、昨日も少し少く民主的見もありまして、その際お答えいたした通り、これをもう少し少く民主的にやる方法として、さらに改めることについては、提案者としても、少しも異議はございません、いずれにいたしまして、この特殊会社は発電所をつくるというものであり、これを譲渡するといふことは、貸し付けたりするのでありますから、その場合にこの血税をもつて建設されたものを、不合理な、国民が納得をしないような方法で民間会社に譲り渡したり、貸し付けたりすることは許されないとあります。これについては特別の考慮を十分拂うべきであるという考え方を持つておるわけであり

ます。

○八面委員 特別の考慮が拂われることは当然だろと思ひます。あります。が、われ／＼が疑問に考えます。これは、先ほども申し上げましたように、民間資本の相当の導入を考へておりながら、直接に民間資本の意思を代表する機関の考慮が拂われておらないことは、自由党さんの考え方としてまことに筋道がおかしいのではないかと、こういうふうな点であります。何と申しましても民間資本を入れようとするからには、まずもつかる見込みがあり、安んずるべきあり、さらにまたいろ／＼の思惑が入つて来なかつたならば、民間

資本の導入はできないのでありまして、そういう点につきましても国家資本の方は無利子であつても、民間資本の方は利子をつけるとか、あるいはそれについて何らかの保障をするとか、そういうふうな考慮が当然に拂われておるものだらうと思ひます。一ぺんは、こういう点についてもう一ぺんはつきり重ねてお尋ねいたしたいと思ひわけあります。

それからただいま審議会について修正の意思がある、こういうふうなお話で、まことに当然のことと私は考へるものであります。この原案を見ますと、会長は経済安定本部総裁を充てて、総裁以下大蔵大臣、農林大臣、通産大臣、建設大臣、安本総務長官、公益事業委員会委員長、地方自治庁長官、ほかに安本総裁が任命する三人、こういうことになつておるものであります。これは審議会ではないのであります。そして、大臣がそれ／＼の所管事項の関連する部分について、調整をはかるために臨時会議を開くということについては、閣議その他の方法もあるであります。閣議その他の方法もあるであります。集まらなくても、あるいは全員の大臣がいて協議する、あるいは関係大臣にだろ／＼と思ひます。この方法が当然であるに審議会というものを考へる必要はないのであります。これは当然行政事務の範囲に属することであつて、そういう意味合ひで、こういう大臣協議会のような審議会をもつて事足りるという考え方には賛成することができないのであります。これは大臣などは入らなくてもつけようでありますから、ぜひもつと広い範囲の、衆知の動員し

得るような審議会の制度を考慮していただきたいと思ひます。

○福田(一)委員 この法案にもありますように、資本は政府が二分の一以上出さうという点になつております。また足りない分は主として資金運用部資金を引当てて運営して行くような形になつております。もちろん一般から公募しないというわけではありませんが、けれども、その面は非常にウエイトが少くなるのではないかと私は考へて、少くやつておるのではないかと考へて、いう大きな電源は国家資金を充當してやらなければならぬ、しかしこれ早くやるためには今言つたような特殊法人の形態をとつた方がよいと思ひます。こういう法案を立案したわけでありまして、こういう意味合ひからい

たしまして一定の配當を保証いたしましたので、民間からも若干の応募があることを想定しておりますが、これはこの会社を運営して御金を金に考へておるわけでありまして、先ほども申し上げた通りであります。

○八面委員 日本国内資本をこの電源開発に動員するといふ点については、ただ単にお金を出しつづなしてよいといふような考え方は実際上資金の動員ができないのではないかと考へておるわけでありまして、先ほども申し上げた通りであります。

上の民間資金の動員はむずかしいのではないかと私は考へられるわけでありまして、さてこの際建設省関係の方がお見えになつておられますので、まずこの電源開発促進法が通過いたしました際に、提案者並びに政府の考へたように、まして、どういふ内容をもつて具体的にどここの箇所とどここの箇所を開発して行くか、そういう点をひとつ提案者と建設省の両方からお答えをいただきたいと存じます。

まずその際に私も考へます。これは、建設をやつて行くにあつては、足りない地域、たとえば四国、九州というふうな地域を先に興して行く、そういう方式で開発して行くとするのであるか、それともやりやうと申しますか、その地点を先にやつて行くか、というふうな行方を考へるというのであるか、こういう点について最初やるのはどこか、その箇所と陣容をこの際はつきりしていただきたいと思ひます。

○佐々木(義)政府委員 ただいま福田さんからお話があつた通りであります。まだこの地点については正式の決定という段階に至つておりません。それは審議会ができましたあとで正式に決定することと思ひます。ただ会社のコスト等を計算するに必要上、試算をいたしまして、その試算をいたした根拠として仮案をつくつて試算をしたわけでありまして、その仮案を御説明申し上げます。

第一期、第二期と一応わけまして、第一期の地点をいたしましては石狩川、北上川、只見川、天龍川、庄川、熊野川、吉野川、そしていづれか、川を考へております。第二期として只見川の二期、熊野川の二期、庄川の二期、北海道十勝川、琵琶湖、吉野川の二期、四万十川、九州の球磨川といふような地点を予定いたしました。主として調査を進めながら準備のでき次第着手するといふふうな考へになつております。

地点を選ぶ基準をいたしましては、この法案にも明確にうたつてありますように、特殊会社としては大規模であつて、国土総合開発的な意味合ひからいまして、いろ／＼な諸権利の錯綜した、開発に非常に困難な地点とい

ふな問題につきましても、一応の試算は持つておられますけれども、こういうことはすべて総合的にもつと大きく研究してなすべきものでありますから、先ほども申し上げた審議会において根本対策をきめまして、そしてそこで具体的に決定をいたしまして、その上でこれを実施いたして行くことに相なる方針であります。

○佐々木(義)政府委員 ただいま福田さんからお話があつた通りであります。まだこの地点については正式の決定という段階に至つておりません。それは審議会ができましたあとで正式に決定することと思ひます。ただ会社のコスト等を計算するに必要上、試算をいたしまして、その試算をいたした根拠として仮案をつくつて試算をしたわけでありまして、その仮案を御説明申し上げます。

第一期、第二期と一応わけまして、第一期の地点をいたしましては石狩川、北上川、只見川、天龍川、庄川、熊野川、吉野川、そしていづれか、川を考へております。第二期として只見川の二期、熊野川の二期、庄川の二期、北海道十勝川、琵琶湖、吉野川の二期、四万十川、九州の球磨川といふような地点を予定いたしました。主として調査を進めながら準備のでき次第着手するといふふうな考へになつております。

地点を選ぶ基準をいたしましては、この法案にも明確にうたつてありますように、特殊会社としては大規模であつて、国土総合開発的な意味合ひからいまして、いろ／＼な諸権利の錯綜した、開発に非常に困難な地点とい

ふな問題につきましても、一応の試算は持つておられますけれども、こういうことはすべて総合的にもつと大きく研究してなすべきものでありますから、先ほども申し上げた審議会において根本対策をきめまして、そしてそこで具体的に決定をいたしまして、その上でこれを実施いたして行くことに相なる方針であります。

○佐々木(義)政府委員 ただいま福田さんからお話があつた通りであります。まだこの地点については正式の決定という段階に至つておりません。それは審議会ができましたあとで正式に決定することと思ひます。ただ会社のコスト等を計算するに必要上、試算をいたしまして、その試算をいたした根拠として仮案をつくつて試算をしたわけでありまして、その仮案を御説明申し上げます。

第一期、第二期と一応わけまして、第一期の地点をいたしましては石狩川、北上川、只見川、天龍川、庄川、熊野川、吉野川、そしていづれか、川を考へております。第二期として只見川の二期、熊野川の二期、庄川の二期、北海道十勝川、琵琶湖、吉野川の二期、四万十川、九州の球磨川といふような地点を予定いたしました。主として調査を進めながら準備のでき次第着手するといふふうな考へになつております。

地点を選ぶ基準をいたしましては、この法案にも明確にうたつてありますように、特殊会社としては大規模であつて、国土総合開発的な意味合ひからいまして、いろ／＼な諸権利の錯綜した、開発に非常に困難な地点とい

人を越えないものと思います。またこれが譲り渡してしましますれば、非常に少くなりますが、貸し付けた場合におきましても百五十人以内でできるものと思うのでありまして、方針としてはなるべく少い人数でこれをやるようにして、いわゆる総損費を極力少くすることに注意をいたしたい。そのためには、電力会社その他にも協力を求める考えであります。但し人員を集める場合におきまして、電力会社の方において今手不足で困るというような場合でございまして、百人や二百人や三百人くらい、特に技術関係においても、技術者が集まらないなどは私も考えておらないのであります。あるいは満洲、朝鮮、台湾等においても、電気のことに関係して来た方がたいへん多くおられる。また日露などをやめられた人もおられるのでありまして、そういう面で人員を集めるということに不便は感じないと信じておる次第であります。

○八百板委員 人員の点は状況に応じてかわつて来るものと考えられるのであります。そうしますと建設後において施設を譲渡するという場合は、建設ができ上つたものについて逐次譲渡して行くという形になるのであるか、それともまた建設が所定の目標まででき上つたあとでこれを譲渡する、その間貸付、つまり一時的に電力の販売をする、そういうような業務もやることになるのであるか、その点をもう少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田(一)委員 これは河川別に言ひまして、全部ができ上るまで待つて売

るという場合もあるでありまして、一部で上つて売る場合もあるでありまして、工事の過程におきまして切り離して考えられる場合は、本法案が示しておる目的に従ひまして、できるだけ譲り渡すということを目標にいたすわけでありまして、しかしながら分離できないということになれば、その地点別に見て、全部ができたら譲り渡すことに相なるかもしれない。従つて一時は卸売をするという場合も想定できるわけでありまして、

○八百板委員 そうしますと当然に電力料金との関連も考えなければならぬのであります。その場合、新しく開発のコストの高くつく電気が各電力会社に拂下げ等をせられました場合に、料金の上にはどういふふうに影響が行くか。この点について、公益委員会側の予想をひとつ聞かせていただきました。

○福田(一)委員 全般的に申し上げますと、九つの電力会社がつくる発電所よりは、むしろ安いものができるわけでありまして、またこの会社がつくりまゐるところの発電所の電力の単価というものは比較的安いのでありまして、特に火力等を考えてみますと、むしろ非常に割安なものであることに相なるのであります。詳しい数字は安本側から説明願ひます。

○佐々木(義)政府委員 特殊会社のやる開発地点がまだ明確にきまつておりませんので、先ほど申しましたような試算を基礎にいたしまして一応の計算をいたして、新設の発電設備の発電原価を見ますと、電力会社に関しましては、第一期分の完成しましたときの発電コストが、水力に関しては二円六十五

銭、火力に関しては六円二十銭、総合いたしますと三円七十五銭になる見通しであります。それから県営等の公営でやる水力の分は三十一年度を取上げて考えてみますと、大体二円七十三銭になるのではないかと見通ししております。さて、この特殊会社でございしますが、先ほどの一応想定した地点を基礎といたしまして試算して参りますと、三十一年度、第一添電原価で二円二十銭でありまして、それを発電端で換算をいたしますと、一円九十四銭くらいになるようでございます。この会社は三十二年くらいになりますと、ほとんど大部分の一期の設備ができて、本格的な経営に入るわけでございますが、その際政府の配当を六分くらいで試算して参りますと、第一添電端で二円七十五銭、発電端で換算しますと二円四十五銭になるようでございます。

一年度の分は一円九十四銭でありますので、全部を総合してみると、二円二十二銭くらいになるようでございます。特殊会社の三十二年度、従いまし本格的に経営が始まつて六分配当をいたしました際の発電原価が二円四十五銭でありますので、かりに三十二年度分を、今申しました三十一年度における電力会社あるいは公営の分と合して考へて参りますと、総合単価の二円二十二銭が二円二十四銭くらいになる予定でございます。

○八百板委員 割当の時間でありまして、私の質問はこれでとどめたいと思ひますが、この際、何といたつても国家資本を入れるのですから、その点については、政府と興業の責任において優先的にとつて行こうというのであります。当然可能であるかと思ふのであります。その他の資金の面等につきましても、必ずしも計画の点において綿密なものがあるかと考えることはできないのであります。一応興業と政府の手をもつて、これだけの法案を出しておけば金は何とかなる、国家資金の点はわれ／＼の手でやる、あとの方はこれに準じて何とかやれるだろうといううな想定の上に立つておられるような感じがいたすのであります。しかし、この際何といつても一番重要な点は、国家資本を主軸として開発されるのでありますから、その開発せられました結果が、ほんとうに国民のために安く、公平に消費者の手元まで届くというところまで、政府は責任を持つて監督する義務があるわけでありまして、そういう点について、税金でもつて大規模の開発をやつて、やる場合に

つて、建設ではある特定の人がもうけた、でき上つたものを配給するにあつてもまた特定の人がもうけたということになつて、大衆の上には、ただ電氣代が高くなつたという結果だけが報いられることにならないよう十分な配慮が望ましいと考えるのであります。こういうような点について、特に私は本法案の全体的な検討を、そういう考慮のもとに、さらに提案者において見直していただきたいということを希望いたします。私の質問を終ることにいたします。

○中村委員長 これにて各党代表の質疑は終了いたしました。次会は明日午後一時より行ふこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会